

特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）（案）に対するご意見

※ できるだけ多くのご意見をいただけるよう、特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）（案）の説明資料等に加え、協議会委員である**知事・市長・各会派の考えを市民の皆さまにお伝えする動画をホームページで発信しています。**

ご意見の受け付けも下記期間まで行っていますので、是非、動画もご覧いただき、ご意見をお寄せください。

特別区制度に対するご意見



（意見受付期間）**令和2年5月31日（日）まで**

（対象者）大阪市内在住の方

ご意見の該当箇所 （該当ページ・項目名等）	ご意見の内容

※提出先などについては、次頁をご覧ください。

【意見受付期間】

令和2年5月31日（日）まで

意見受付期間外の受付はできませんのでご注意ください。

（下記【提出方法】のうち、郵送による場合は令和2年5月31日消印有効です。

ファックス又は電子メールの場合は令和2年5月31日までに必着するようにお願いします。）

【提出先】

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪府・大阪市 副首都推進局（協議会事務局）

【提出方法】

○ 郵送による場合

上記【提出先】あてにお願いします。

○ ファックスの場合

06-6202-9355

○ 電子メールの場合

tokubetsuku-iken@city.osaka.lg.jp

あてに、この様式を添付のうえ、送付してください。

※ メール件名を「特別区制度（案）に対する意見」と明記ください。

【ご意見の取扱いについて】

※ 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんので、ご注意ください。

※ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

※ いただいたご意見は、大都市制度（特別区設置）協議会へ一括して報告するとともに、ホームページ等で公表します。報告の際には、内容の要約等をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

【その他】

- ・ いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については、公表いたしません。
- ・ ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等については、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。